

第93回広島大学経営協議会議事要録

日 時 令和5年6月15日（木） 14時30分～15時34分

場 所 広島大学法人本部棟5F1会議室・ZOOM（WEB会議）

出席者 学外委員：ウスピ・サコ、岡畠、苅田、國井、白石、佃、橋本、結城の各委員
学内委員：越智、鈴木、金子、菅田、津賀、田中、八田、信末、新延の各委員

欠席者 学外委員：杉村、山西の各委員

列席者 工藤上席副学長、小澤副学長、岩永副学長、丸山副学長、川島副学長、田原副学長、神谷副学長、渡辺副学長、丸副学長、石田副学長、新福副学長、小林副学長、高田副学長、嶋田副学長、丸山副学長、栗栖監事、野上監事、竹内学長補佐、土肥学長特命補佐、由井副理事、長谷川部長、川合副理事、坂口副理事、都築部長、安達副理事、草原副理事、大久保副理事、塩満部長、豊田部長、佐々木部長、村上部長、新本部長、倉本部長、加藤部長、西村部長、河村部長、山下部長、青木参事、畠尾室長、原部長、寺田部長、小松崎グレープリーダー、中神秘書室長、関矢総合科学部長、鈴木経済学部長、黒岩理学部長、栗井医学部長、紙谷薬学部長、矢吹工学部長、島田生物生産学部長、土肥情報科学部長、石井スマートソサイエティ実践科学研究院長、東原爆放射線医科学研究所長、山崎評価委員会委員長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

（第92回広島大学経営協議会議事要録について）

令和5年3月16日開催の経営協議会議事要録について、原案のとおり承認された。

（議事1）

● 令和5年6月期役員の期末手当に係る業績勘案率及び支給額について

（越智学長提案、説明、別紙1）

◇ 役員に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項の規定において、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、増額し、又は減額した額とすることができることとなっており、学長及び理事（常勤に限る。）については、役員の期末手当に係る取扱要項第3第1項の規定により学長が作成した役員評価表を基に、また、常勤監事については、監事が作成する業務執行状況書等を基に、経営協議会の議を経て決定する各役員の業績勘案率により支給することとなっている。

本議案については、議案の性格に鑑み、学長と経営協議会学外委員で審議し、決定することが本会議において承認されており、今回も同様に決定する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

（特に質疑応答なし）

（議事2）

● 令和4年度決算及び決算確定に伴う令和5年度補正予算について

（越智学長提案、八田理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 令和4年度決算について、会計監査人及び監事から監査報告書の提出を受け、「令和4年度決算報告書」のとおり確定したため、国立大学法人法第20条第5項第4号の規定に基づき、審議いただきたい。また、確定した収入支出決算残額については、令和5年度予算として配分することになり、令和5年3月16日開催の経営協議会及び令和5年3月23日開催の役員会で承認された令和5年度当初予算を補正したい。

以上の提案・説明に引き続き、栗栖監事から令和4年事業年度に係る財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、

国立大学法人広島大学の業務運営の状況を適正に示していること等の監査報告があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 令和6年度概算要求事項について

(越智学長提案、八田理事（財務・総務担当）説明、別紙3)

◇ 令和6年度概算要求事項について、次のとおり要求する。

- ・教育研究組織改革分は、19件（新規10件、継続9件）
- ・共通政策課題分は、教育関係共同実施分4件（継続4件）、共同利用・共同研究支援分3件（継続3件）、基盤的設備等整備分6件（教育設備1件、研究設備4件、医療設備1件）
- ・施設整備費補助金は、20件（新規20件（うち、重点事業10件））

令和6年度概算要求事項については、今後の文部科学省への事前相談により、要求事項及び順位の最終決定は学長が行った上で、文部科学省へ概算要求する。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

次の質疑応答が行われた。

- ・サテライトキャンパスについて

(議事4)

● 定年延長の実施に伴う就業規則の改正について

(越智学長提案、八田理事（財務・総務担当）説明、別紙4)

◇ 令和5年7月1日施行予定の就業規則の改正について提案する。

- ・定年延長実施への対応

（定年年齢の段階的な引き上げ、役職定年制の導入、61歳年度以降の給与7割水準支給、退職手当の算定の見直し、定年前退職者のパートタイム雇用制度の導入、情報提供・意思確認、定年延長対象者への研修（リスクリソース）実施、定年延長対象者の配置の決定）

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、各事業場の過半数代表者からの意見聴取を経て、役員会へ付議することとした。

次の質疑応答が行われた。

- ・定年延長対象者の配置及び研修（リスクリソース）について

(議事5)

● 広島大学学長選考・監察会議委員の選出について

(越智学長提案、説明、別紙5)

◇ 学長選考・監察会議委員の選出については、広島大学学長選考・監察会議規則第2条の規定により、経営協議会学外委員から4人、教育研究評議会評議員（学長を除く。）から4人を選出することとなっており、前期の経営協議会学外委員の任期満了に伴い、経営協議会学外委員10人のうちから4人を選出する必要がある。

選考は、「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員について（令和5年3月16日第92回経営協議会承認）」の方針に沿って行う。

以上の提案・説明があり、審議の結果、國井委員、白石委員、杉村委員及び佃委員を選出した。

次の質疑応答が行われた。

- ・学長選考・監察会議委員の選考について

(報告 1)

● 第3期中期目標期間（6年目終了時評価）に係る業務の実績に関する評価結果について

(八田理事（財務・総務担当）報告、資料1)

- ◇ 国立大学法人評価委員会から評価結果が示され、論文数等の実績が評価され、4年目終了時の評価結果から、「研究」の目標が「上回る成果」として上方修正された旨、報告があった。

(特に質疑応答なし)

(報告 2)

● 大学機関別認証評価 自己評価書について

(八田理事（財務・総務担当）報告、資料2)

- ◇ 学校教育法第109条第2項に基づき、大学は教育研究、組織運営等の状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることとされており、本年度、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価自己評価書（案）を作成した旨、報告があった。

次の質疑応答が行われた。

- ・学内の自己評価・組織体制について

(報告 3)

● 法科大学院認証評価 自己評価書について

(八田理事（財務・総務担当）報告、資料3)

- ◇ 学校教育法第109条第3項に基づき、大学は教育研究、組織運営等の状況に関し、5年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることとされており、本年度、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の法科大学院認証評価自己評価書（案）を作成した旨、報告があった。

(特に質疑応答なし)

以 上